

# みなかみ町定住促進賃貸住宅建設助成事業(案) ※令和5年3月みなかみ町議会において予算の議決が得られた場合のみ事業化されます。観光商工課移住・交流推進係

## 1. 現状と課題

本町の人口は、1955年の35,696人をピークに、少子化や若者の都市部への流出などを背景に、2022年に17,941人まで減少し、高齢化率も40%に達するなど、過疎化と高齢化が急速に進展している。人口減少を食い止めていく上でもっとも重要なのは「住環境の提供」であり、本町住環境の中で特に賃貸物件の供給が著しく低く、若者世代の町外への大量流出による社会減の要因ともなっている。さらに移住支援を強化していく上でも「魅力的な住宅の提供」最終決定打となりえることなど、賃貸物件の供給を増やすことは「町民の住環境の向上と移住定住人口の増加」が図れる。

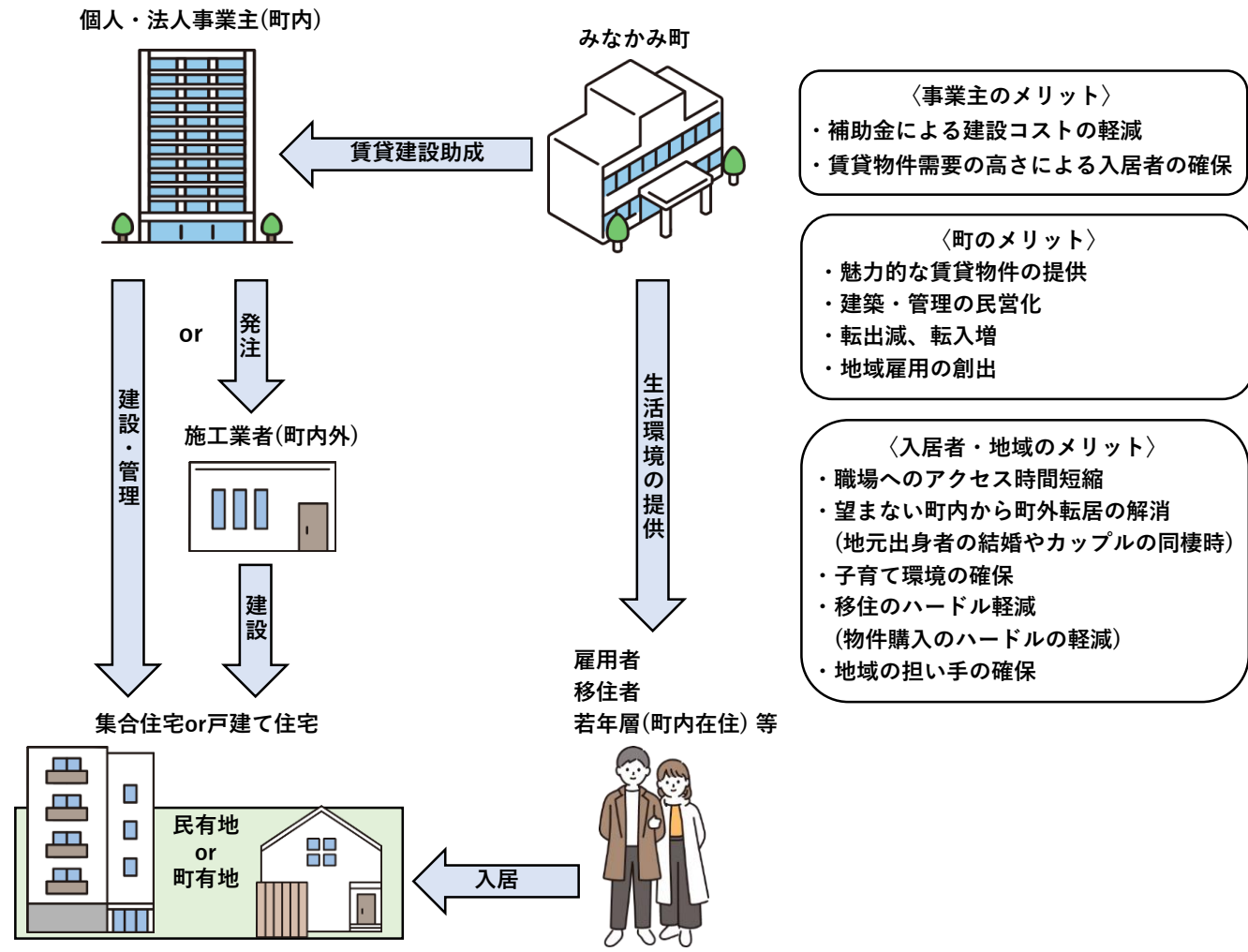
## 2. 民間参入を促進する「定住促進賃貸住宅建設助成事業」の設立

町内に新たな賃貸物件を建設することを目的に民間事業者に対し、建設費用の一部を助成することで、賃貸物件の建設促進、定住・移住人口の確保による人口減少の抑制、地域の担い手を確保、地域活性化に寄与することを目的とする。

## 3. みなかみ町定住促進賃貸住宅建設助成事業(案)

<p>&lt;対象者&gt; 町内外に住所を有する個人又は事業所を有する法人</p>	<p>&lt;補助金額&gt; 町内事業者→町内施工業者 戸建住宅1㎡/4万(限度額220万) 集合住宅1㎡/4万(限度額200万)</p>
<p>&lt;事業者範囲&gt; 事業者：町内○、町外○ 施工業者：町内○、町外○</p>	<p>町内事業者→町外施工業者 戸建住宅1㎡/3万(限度額165万) 集合住宅1㎡/3万(限度額150万)</p>
<p>&lt;建設要件&gt; ・各戸に玄関、トイレ、浴室、台所、給湯設備は必ず設ける ・建築後10年間は賃貸住宅の用に供する ・助成対象者及び2親等以内の入居不可 ・入居者の住民登録の監督 ・建設賃貸物件の入居管理運営の実施</p>	<p>町外事業者→町内施工業者 戸建住宅1㎡/3万(限度額165万) 集合住宅1㎡/3万(限度額150万)</p>
<p>&lt;その他&gt; 3年間の時限措置にて実施</p>	<p>町外事業者→町外施工業者 戸建住宅1㎡/2万(限度額110万) 集合住宅1㎡/2万(限度額100万)</p>
<p>※補助基本額2万円(1㎡あたり) 町内事業者の場合、1万円(1㎡あたり)加算 町内施工業者の場合、1万円(1㎡あたり)加算 ※予算上限額は3,600万円を予定している。</p>	

## 4. 事業イメージ

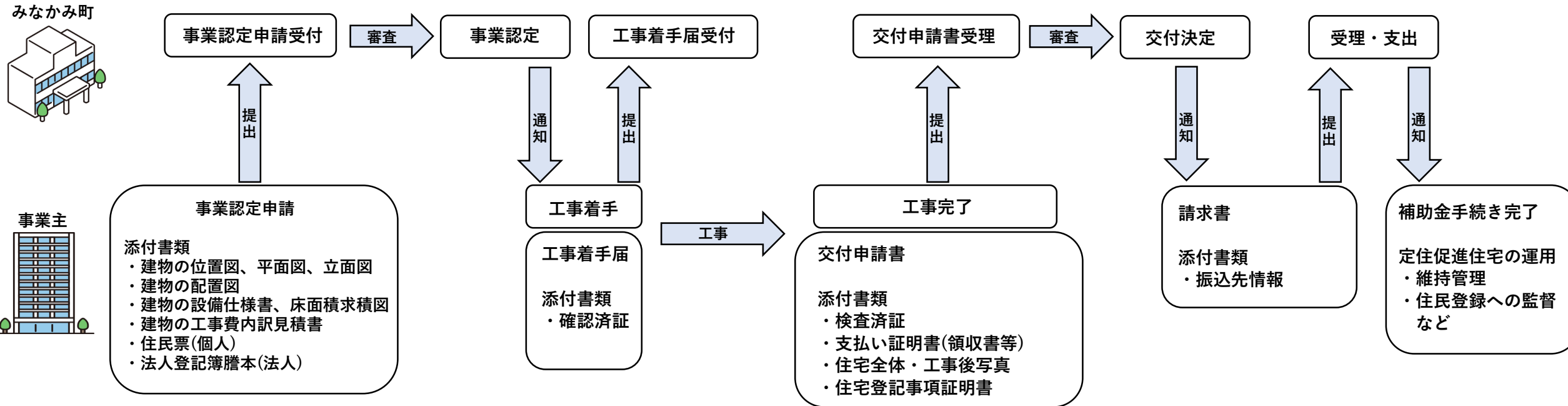


例(町内事業者→町内施工業者)  
 戸建住宅(55㎡)×1㎡×4万×2戸=440万  
 集合住宅(50㎡)×1㎡×4万×4戸=800万

例(町外事業者→町内施工業者)  
 戸建住宅(55㎡)×1㎡×3万×2戸=330万  
 集合住宅(50㎡)×1㎡×3万×4戸=600万

※一括発注方式及び分離発注方式の一部工事に町内事業者が含まれている場合は町内施工業者とみなす。

5. 申込～補助金交付までの流れ



6. 予算支出の流れ

< 年度内申請～年度内完了の場合 >  
 年度内に事業完了、年度内予算にて補助金交付を行う。

R5												R6											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	事業認定申請	工事着手						工事完了	交付申請	交付決定	補助金支出												
R5予算												R6予算											

< 年度内申請～次年度完了の場合 >  
 年度内工事着工だが、次年度に事業完了。年度内予算を翌年に繰越して補助金交付を行う。

R5												R6											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
						事業認定申請	工事着手						工事完了	交付申請	交付決定	補助金支出							
R5予算												R5予算(繰越)											